

第 78 号	関西圏大学非常勤講師組合	2024年10月13日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教気付

1. 賃上げなど労働条件の改善を求め秋闘を闘おう p. 1	2. 「労働条件アンケート」の結果 p. 2
3. 阪大雇止め裁判が結審 p. 2~3	3. 阪大裁判学習集会の案内、地図 p. 3
4. ハラスメント問題で近畿大学と共同団交 p. 3~4	

# 賃上げ、定年年齢の引き上げなど労働条件の改善を求め秋闘を闘おう！！

組合は、9月以降、賃上げなどを要求し各大学と本格的に定期交渉を実施していきます。昨年度は京都産業大学で3,000円の大幅賃上げ、関西大学で16年ぶりの賃上げ、甲南大学、大阪工業大学、摂南大学で部分的な賃上げなどを勝ち取りました。しかし、それ以外で交渉した同志社大学、龍谷大学、関西学院大学、近畿大学では賃上げを実現できませんでした。今年の当組合の「労働条件アンケート」によれば同志社大学は2000年度以降、24年間賃上げなし、立命館大学と龍谷大学は2011年以降、13年間賃上げなしと回答しています。下記の表は関西圏の大手私立大学ですが、中小のほとんどの私立大学は20年以上賃上げしていません。さらに国公立大学も2004年の独立法人化以降、ほとんどの大学で

賃金が据え置かれたままです。大阪大学などは労働契約に切り替えた際に賃下げをしています。

非常勤講師の要求は賃上げだけではありません。非常勤講師の長期勤務化が進むなかで定年延長問題は重要な要求です。非常勤講師の多くは大学共済に加入できていないため老後「国民年金」しか支給されません。ご承知のように国民年金だけでは支給額が少なすぎて老後の生活ができません。できるだけ長く大学に勤めたいと思うのは非常勤講師の当然の要求です。現行の「高齢者雇用安定法」では70歳までの雇用を努力義務にしています。大学は率先して、これを実施すべきです。70歳定年の大学でも定年制の廃止も含め大学に要求していきましょう。(文責・江尻)

	2024年賃金	前回賃上げ年度との比較	定年年齢
関西大学	(一律) 29,600円	2023年度 28,800円	70歳
同志社大学	(一律) 28,800円	2000年度以降賃上げなし	無期65歳・有期70歳
立命館大学	(一律) 29,200円	2011年度以降賃上げなし	70歳(経過措置あり)
関西学院大学	(一律) 29,000円	2020年度 A 級 28,800円	70歳
京都産業大学	(一律) 33,000円	2023年度 30,000円	70歳
近畿大学	(一律) 29,400円	2022年度 A 級 28,000円	66歳
龍谷大学	(一律) 30,000円	2011年度以降賃上げなし	68歳
甲南大学	(A 級) 29,600円	(組合調べ) 2007年度 A 級 29,600円	70歳

# 各大学からの労働条件アンケート回答

例年と同じく、5月に私立大学(20)・国公立大学(8)に対し、労働条件アンケートと統一要求書を送付しました。7月末時点で、17大学(私立12・国公立5)から回答がありました。

今回は、例年の項目に下記の項目を追加しました。

①2023年度在籍の非常勤講師のうち、無期転換している人の人数 ②前回賃上げした年度と、その前の年の給与表との比較 ③授業評価アンケートの結果を非常勤の人事(雇止めなど)に利用することはありますか

他の私立について。①は無回答ないし0が多く、②は無回答が多く、③は「ない」が多いこ

とが特徴です。(下記の表では②は前ページにあるので省略しました)

なお、組合員にはアンケート一覧表を送付していますので、労働条件が比較できるようになっています。一覧表の主たる項目は、「採用上限年齢」、非常勤講師の人数と担当コマ数、就業規則の有無および雇用契約書の形態、給与体系、各種手当、不開講とするときの人数、産休・傷病休暇・有休などの有無、健康診断の有無、紀要への執筆の可否、科研費申請の可否(条件)などです。

定期団交では、これらの回答をもとに労働条件の向上を要求しています。(文責・長澤)

【私立大学】	①	③	撰南大学	23	学部による
関西大学	40	ない	【国公立大学】		
立命館大学	215	ない	大阪大学	0	勤務成績の参考とする可能性あり
龍谷大学	126	ない	大阪教育大学	14	ない
同志社大学	2	ない	神戸大学	19	授業改善の参考として利用
京都産業大学	159	ない	神戸市外国語大学	12	ない
近畿大学	257	参考にすることがある	奈良女子大学	2	ある(著しく評価が低い場合)

## 大阪大学非常勤講師雇い止め集団訴訟 9月18日第10回期日報告

「2013年から10年上限」内規で2022年雇止めの阪大非常勤講師4名が無期雇用契約者としての地位確認と雇止め無効を求める阪大訴訟第10回期日が9月18日(水)13時30分から大阪地裁809号法廷で行われ、原告1名と中村弁護士の陳述の後結審しました。判決は2025年1月30日(木)13時10分に810号法廷で言い渡されます。

阪大は6月27日証人尋問で『授業担当教員』は専任教員で非常勤講師は『授業担当者』に過

ぎないので学校教育法違反には当たらない旨証言しましたが、最終準備書面に(阪大専任教員によると「聞いたことがない」)この主張はありませんでした。

中村弁護士は「準委任契約」の2021年度迄と労働契約になった2022年度とでシラバス作成・授業・成績報告の勤務実態は全く変わらないし、旧大阪外国語大学時代と2007年統合後の阪大外国語学部の勤務も変化ないと述べ、前述の被告側証言は学校教育法違反を隠すた

めの詭弁だと指摘しました。また、原告1名は陳述で「大学の不正をただすことと労働者としての大学非常勤講師の雇用の安定と人間としての尊厳を守る法律の順守」と、更に「泣き寝入りせざるを得なかった多くの同僚の尊厳の回復」を求めました。

ゼネラルユニオン組合員で阪大非常勤講師の外国人原告2名による2022年8月31日の先行訴訟の判決と併せて、来年1月30日に両訴訟への判決が言い渡されるとのことです。

(文責：新屋敷)

# 大阪大学非常勤講師雇い止め訴訟来年1月30日判決に向けて11月24日決起学習会

「2013年から10年上限」内規で2022年雇止めの阪大非常勤講師4名が無期雇用契約者としての地位確認と雇止め無効を求める訴訟の判決が、2025年1月30日(木)13時10分に大阪地裁810号法廷で下されます。そこで原告側弁護団の鎌田弁護士を講師にお迎えし大阪労連豊能地区協議会の協力で、阪大の学生・院生、周辺の市民にも呼びかけるために、下記の要領で決起学習会を開催します。阪大訴訟の概要と訴訟に至る経緯や、何が裁判の争点になっているのかに関してわかりやすく解説していただく予定です。大阪地裁の公正な判決を

求める決起学習会ですので皆さまのご参加をよろしくお願いいたします。なお、Zoom参加の方は、長澤副委員長のメールアドレス(takaaki2181@gmail.com)まで連絡下さい。

テーマ 阪大訴訟の概略・争点解説  
講師 鎌田幸夫弁護士  
(北大阪総合法律事務所)  
日時 11月24日(日) 14時～16時  
場所 池田市立カルチャープラザ研修室 AB

(文責：新屋敷)



雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール：[sodan@hi-jokin.org](mailto:sodan@hi-jokin.org)

# 近畿大学のハラスメント委員会は公正さを欠く！第三者委員会の設置を求める！

第77号に記載した通り、近畿大学学部長による一連のパワハラを本組合員 A さんはハラスメント防止委員会に申立を行いました。調査調停委員は学部長の虚偽の主張に従って、不認定と判断しました。一方、学部長による市販の書籍の無断転載を公益通報したことで、通報者が学部長の部下である課長補佐からハラスメント申立をされました。報復であることは明らかですが、大学側は学部長らに処分を下さなかったため、その対応をめぐって、本組合は近畿大学教職員組合と対面と Zoom での共同団交を9月28日に行いました。

大学側は、理事、人事部長・課長、顧問弁護士ら10名が出席し、本組合から A さんと書記長、副委員長、近畿大学教職員組合からは委員長、書記長と執行委員を含め、両組合計で7名が参加しました。しかし、ハラスメント委員会委員長が同席せず、顧問弁護士が、大学側の同

席者に一切発言させず、1人で回答し続けていた点は非常に奇妙でした。

交渉では、A さんがパワハラ問題の経緯と不認定判定についての疑問点を挙げましたが、顧問弁護士はハラスメント防止委員会が下した判定には介入しないと答えました。それに対して、近畿大学教職員組合が、防止委員会の調査調停委員が法人側の使用者である限りは、調査や判定に公平性がないことを指摘しました。防止委員会の制度を見直す必要があるかどうかを今後検討すると顧問弁護士は回答しましたが、今回のパワハラ問題によって、調査調停委員による事実の捏造と隠蔽が明るみになった以上は、法人側は制度の見直しとともに早急に学部長のパワハラ問題について第三者委員会を設置し再調査を行う必要があります。

(文責・A. Y)

## 非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで (fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します	
氏名	氏名のフリガナ
住所(      -      )	
TEL                      FAX	Email
専門分野	担当科目
非常勤出講先	

組合費： 10000円／年 (年収150万円未満の方は4000円／年)

賛助会費： 1口1000円／年 (3口以上の協力をお願いします)